匿名データ有識者会議開催要領

平成30年3月30日総務省統計研究研修所

1 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)において、匿名データについて、総務省統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討することとされた。このため、統計研究研修所において、匿名データの作成・提供に係る運用方法の検討や匿名レベルの検証を目的として、幅広い知見を有する学識経験者の参集を得て「匿名データ有識者会議」(以下「本会議」という。)を開催し、諸外国における状況も参考にしつつ、匿名データの効率的な作成方法や匿名性の審査方法等について、具体的かつ専門的な検討を進める。

2 検討課題

- (1) 匿名データの効率的な作成方法に係る匿名化基準、審査用チェックリスト等について
- (2) 各府省が策定した匿名データの作成に関する計画・実施案の審査方法等について
- (3) 各府省が作成した匿名データにおける匿名レベルの検証方法等について
- (4) その他匿名データの作成・提供に関することについて

3 構成及び運営

- (1) 本会議は、統計研究研修所長が主宰する。
- (2) 本会議の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (3) 本会議に座長を置く。座長は、統計研究研修所長があらかじめ指名するものとする。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の学識経験者・関係府省等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 座長は、本会議の検討を促進するため、必要に応じて部会を開催することができる。
- (6) 本会議は、非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、速やかに議事 概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と 認めるときは非公開とすることができる。
- (7) その他本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

4 開催

本会議は、年4回程度開催する。

5 庶務

本会議の庶務は、政策統括官(統計基準担当)の協力を得つつ、統計研究研修所統計技術向上支援課において処理する。

匿名データ有識者会議の構成員等

(50 音順・敬称略・◎は座長)

<構成員>

伊藤 伸介 中央大学経済学部教授

加藤 久和 明治大学政治経済学部教授

椿 広計 筑波大学名誉教授

◎ 廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科客員教授

美添 泰人 青山学院大学経営学部招聘教授

<オブザーバー>

北村 行伸 一橋大学経済研究所教授